

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県

編集 (株)明文堂印刷

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

# 大分県報

令和四年  
号外 (四二)

六月二十二日

(水曜日)

## 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数に六十万を超える場合にあってはその六十万を超える数に六分の一を乗じて得た数）と三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあってはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十萬を超える場合にあってはその四十萬を超える数と四十萬に六分の一を乗じて得た数と四十萬に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）

目次

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあってはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十萬に六分の一を乗じて得た数と四十萬に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）

二二九、二〇五人

数と四十萬に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）

参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

## ○選挙管理委員会告示

### 大分県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第五十五条、第七十六条、第八十一条、第八十二条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条の規定による令和四年六月二十一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数、その総数が八十萬を超える場合にあってはその八十萬を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十萬に六分の一を乗じて得た数と四十萬に三分の一を乗じて得た数と合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一木俊廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の二の数  
一九、〇七三人

令和四年六月二十二日

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

大分市	臼杵市	日田市	佐伯市	中津市	別府市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	由布市	大野市	豊後大野市	国東市・姫島村	日出町	九重町・玖珠町	
一三三、六三〇人	三一、八七三人	二二、八三九人	一七、七二九人	一九、七一三人	一〇、六七七人	四、八二〇人	五、九七四人	六、二二二人	七、九四二人	一五、二四〇人	九、八八〇人	九、九四二人	九、四二三人	八、三三三人	七、八二六人	六、七八五人

大分県選挙管理委員会告示第三十九号

令和四年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の

大分県報号外（選管委告示）

制限額は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

三六、〇九七、四〇〇円

大分県選挙管理委員会委員長

一木

俊

廣